

関係省庁・団体・機関からの通知等（平成 27 年 2 月分）

省庁・団体・機関	通知件名	文書番号等
農林水産省 消費・安全局長	岡山県及び佐賀県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について （岡山県及び佐賀県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について） （佐賀県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について）	平成 27 年 2 月 2 日付け 26 日獣発第 298 号 （平成 27 年 1 月 16 日付け） 26 消安第 5060 号 （平成 27 年 1 月 18 日付け） 26 消安第 5104 号
農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 薬事監視指導班長	医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について （医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知））	平成 27 年 2 月 23 日付け 事務連絡 （平成 27 年 2 月 2 日付け） 事務連絡
農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 薬事監視指導班長	医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について （医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知））	平成 27 年 2 月 26 日付け 事務連絡 （平成 27 年 2 月 20 日付け） 事務連絡

注：カッコ内は省庁・団体・機関からの通知の件名，文書番号等